⑶　電波法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定に係る手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

□譲受人が法人であるときは、その定款

□譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6　申請（届出）の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注１　該当する□にレ印を付けること。

２　１の欄は、次によること。

⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請（届出）者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請（届出）者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

⑵　氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア　法第27条の16において準用する同法第20条第１項の規定により承継した場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。

イ　法第27条の16において準用する同法第20条第２項の規定により承継する場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第20条第４項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部）を承継する法人の予定する商号又は名称を記載すること。

ウ　法第27条の16において準用する同法第20条第３項の規定により承継する場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称に併せて代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑶　代理人による申請（届出）の場合は、申請（届出）者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。